



コピー

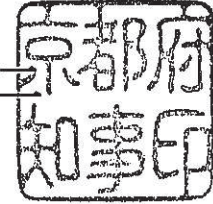
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府京都市伏見区横大路千両松町78番地

氏名 光アスコン株式会社
代表取締役 喜多川 光世

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 山田 啓



許可の年月日

平成27年10月27日

許可の有効年月日

平成31年1月17日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
- ③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ④廃アルカリ（水素イオン濃度指数2.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ⑤燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ⑥ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ⑦感染性産業廃棄物

以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成11年1月18日：当初許可
- 平成16年1月18日：更新許可
- 平成21年1月26日：更新許可
- 平成26年1月18日：更新許可
- 平成26年1月18日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①②③④）
- 平成27年10月27日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑤⑥、①②③④の限定の変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無